

令和3年第4回国頭村議会臨時会会議録目次

議会会議結果概要	-----	1
会期日程及び処理結果	-----	2
議会議員出席状況	-----	2
○第1号（4月27日）	-----	3
開 会	-----	5
日程第1. 会議録署名議員の指名	-----	5
2. 会期の決定	-----	5
3. 議案第29号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第2号）	説明 -----	5
	質疑 -----	8
	討論 -----	13
	採決 -----	14
4. 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」	説明 -----	14
	質疑 -----	20
	討論 -----	20
	採決 -----	20
5. 議案第31号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約について	説明 -----	20
	質疑 -----	22
	討論 -----	28
	採決 -----	28
閉 会	-----	29
1. 議案等処理一覧表	-----	31

議会会議結果概要

令和3年第4回臨時会

1、招集年月日 令和3年 4月27日

2、会 期 令和3年 4月27日
令和3年 4月27日 } 1日間

3、会議録署名議員 5番 金城 幸 男 6番 与 儀 一 人

4、議会答弁のための出席者

村 長 知 花 靖	振興策推進 宮 里 幸 助 室 長
副 村 長 宮 城 明 正	福祉課長 新 里 智
教 育 長 宮 城 尚 志	住 民 課 長 金 城 由 美 子
総 務 課 長 山 城 修	経 済 課 長 田 場 盛 久
企 画 商 工 観 光 課 長	建 設 課 長 知 念 武 裕

5、職務のための出席者

事 務 局 長 新 垣 隆 雄 主 任 宮 城 愛 利 里

会期日程及び処理結果

自：令和3年 4月27日

1日間

至：令和3年 4月27日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
4月27日 (第1号)	火	1	議案第29号	令和3年度国頭村一般会計補正予算(第2号)	原案可決
		2	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて「国頭村 税条例の一部を改正する条例」	原案可決
		3	議案第31号	国頭村旧庁舎等解体工事請負契約について	原案可決

議会議員出席状況

議 席 番 号 月 日	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番	7 番	8 番	9 番	10 番	計
4月27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10人

令和3年第4回国頭村議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	令和3年4月27日			
招集の場所	国頭村議会議事堂			
開閉会等日時 及び宣告	開会	4月27日 午前10時00分	議長	金城利光
	閉会	4月27日 午後0時02分	議長	金城利光
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	山川安雄	6番	与儀一人
	2番	山城正和	7番	宮城誠
	3番	渡口直樹	8番	山城弘一
	4番	宮城千賀子	9番	知花正寛
	5番	金城幸男	10番	金城利光
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	5番	金城幸男	6番	与儀一人
職務のため議場 に出席した者	事務局長	新垣隆雄	主任	宮城愛利里
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	経済課長	田場盛久
	副村長	宮城明正	建設課長	知念武裕
	教育長	宮城尚志		
	総務課長	山城修		
	企画商工観光 課長	與儀光浩		
	振興策推進 室長	宮里幸助		
	福祉課長	新里智		
住民課長	金城由美子			

議事日程	日程第 1 2 3 4 5	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第 29 号 令和 3 年度国頭村一般会計補正予算（第 2 号） 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」 議案第 31 号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約について
会議に付した事件	1. 議案第 29 号 2. 議案第 30 号 3. 議案第 31 号	説明 質疑 討論 採決 “ “ “ “ “ “ “ “
会議の経過	別紙のとおり	

○ **金城利光 議長** ただいまから令和3年第4回国頭村議会臨時会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 金城幸男議員、6番 与儀一人議員、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日、令和3年4月27日の1日間としたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日、令和3年4月27日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第29号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ **知花 靖 村長**

議案第29号

令和3年度国頭村一般会計補正予算

令和3年度国頭村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,315,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和3年4月27日 提出

国頭村長 知花 靖

副村長が、補足説明をいたします。

○ **金城利光 議長** 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ **宮城明正 副村長** 議案第29号 令和3年度国頭村一般会計補正予算（第2号）を、補足説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		515,617	2,049	517,666
	2 国庫補助金	348,106	2,049	350,155
20 繰越金		200,040	6,614	206,654
	1 繰越金	200,040	6,614	206,654
22 村債		354,600	15,000	369,600
	1 村債	354,600	15,000	369,600
歳入合計		5,291,560	23,663	5,315,223

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,056,656	0	1,056,656
	1 総務管理費	971,399	0	971,399
6 農林水産業費		399,312	6,614	405,926
	1 農業費	220,499	6,614	227,113
7 商工費		539,560	2,049	541,609
	1 商工費	539,560	2,049	541,609
8 土木費		307,732	15,000	322,732
	2 道路橋梁費	245,561	15,000	260,561
歳出合計		5,291,560	23,663	5,315,223

次ページ、歳入歳出予算事項別明細書以降は、お目通しください。以上で補足説明を終わります。

第2表 追加 地方債の補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>宜名真辺戸線法面对策事業</p>	<p>千円 15,000</p>	<p>(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金又はその他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (借入時期) 令和3年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができ</p>	<p>年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)</p>	<p>償還についてはその融資条件による。ただし、村財政の都合により繰り上げ償還もしくは低利に借り換えすることができ</p>
<p>合計</p>	<p>15,000</p>			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。

○ 金城利光 議長 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。（午前10時11分）

再開いたします。（午前10時28分）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番 山川安雄議員。

○ 1番 山川安雄議員 後ろから2枚目をお願いします。ここにキノシールド（抗菌施工）とあるけれども、それってどういうものなのか。説明をお願いします。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 お答えいたします。

キノシールド、ゴキブリを殺すときに、部屋に煙をたくそういった装置があるんですが、それと似たようなものです。そういったものを一つの部屋に設置して、それを煙をまん延して、まずはこの部屋の抗菌します。あと取っ手の、手が触れる場所のほうについては、またスプレーガンを使つてのコーティングというような形で施工していくものと。

新型コロナのほうについては、飛沫感染がよく言われておりますけれども、この一遍感染した方が、この咳が付着するところを触れてしまって、目をこすったりというものでも、これも一つの感染経路になってきますので、飛沫感染のほうについては、今我々がやっているマスク、そういったものに加えて、今度は接触感染、そのほうまでも防ぐという意味での今回の予算となっております。使い方は先ほど言ったような一つの機械をその辺に設置をして、煙を出して全体的にコーティングするというような形になっております。

○ 金城利光 議長 ほかに質疑ございませんか。8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 9ページ、委託料の有害鳥獣対策事業委託料598万8千円、組まれているわけですけど、遊休地化したところの伐採とか、そういったものですけど、これあれですか。全額村が負担するのか。本来これ地主がやるべき問題ですよ。遊休地を出さないというのは。これは地主との話合いの中で、この費用負担について、どういうふうに話合いがされたのかどうか。まずその辺からお願いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えします。

当然、耕作放棄地対策事業というメニューが元々からありまして、これは当然、地主の負担が伴ってくるものであります。今回、候補として上げて、資料をお配りしておりますが、地主とか確認したところ、すぐ地主に連絡が取れる方と、それから連絡を取るのが困難な方、それから親族等と連絡が取れて了解を得られそうなどころがありまして、それを全て地主に負担を求めて施工するとなると、かなり時間を要するであろうということを想定しております。意向調査をまず行って、村のほうでこういったことを考えているということで、その負担区分についても、どのような考えを持っているのかということの意向調査を考えております。それを基にして進めていくこととなりますが、それが全ての皆さんが負担してもいいというふうな回答が得られるというのが、多分困難ではないかということを考えておまして、耕作放棄地対策事業という捉え方だと、どうしても一部負担というのが伴ってきますので、今回は有害鳥獣の対策、危険性の除去というところに視点を置いて、地主のほうには負担は求めずにできるところをぱつとやって、その代わりその後、中間管理機構等を通して、耕作できる人に転貸を考えております。その転貸すると当然、使用料というのが発生します。その使用料を地主のほうに支払うというのが当然、本来の目的、考え方ではありますけれども、

そこの使用料について、本来の地主の一部負担というものが借り手側から当然、中間を通して所有者に支払うべきものを、一部負担に充てられないかなというところを今、検討しております。それはその方法、そうするとなると当然、じゃあどういった方法で、どれだけの時間をかけて、どれだけの負担額を役場のほうに負担してもらおうのかということ、ちょっと細かい計算式も伴ってくるかと思っておりますので、そこら辺は並行しながら、検討して進めます。今はとりあえず、緊急的に危険性の除去ということで、作業は始めたいと思います。それが転貸された後、当然発生すべき賃借料、それをこの一部負担分にどうにかこう埋められないかということも今、検討しておりますので、そのような考えで持っております。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 今回は、緊急的にやるという話なんですけれども、一回きれいに伐採します。その後また放置化する可能性も十分にあるわけです。結局、地主ができないから、今はこういう状態になっているわけですから、それを未然に防ぐためにじゃあどうするのか。その辺まで考えているのかどうか。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えします。

今おっしゃった事です、まず要請決議について前課長から情報がありましたので、即農業委員会で会合を持ちまして、辺士名地区、奥間地区の担当の農業委員、それから推進委員等も含めて検討会議を持ちまして、そのときにこの区間について、もし危険性の除去ということで作業が行われて、その場所が耕作できるような状況であれば、すぐに担い手に転貸させられるような状況を構築しようということで、農業委員会としても、ちょうどいいチャンスということで捉えてはおります。農業委員は既に動いております。広い区画になりますので、小分けにして貸すよりも、できそうな方に一括してやってもらえるような想定しながら、動いております。ある程度の目星をつけて当たっていくということで、並行して今進んでおりますので、この辺は何とかクリアできそうな感じと思っております。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 あともう1点、その下の原材料費ですか。これはくくりわなの件ですけど、100基入れるという話なんですけど、これはどなたがこれを設置するんですか。村の鳥獣対策委員の皆さんがやるのかどうかですね。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えします。

この罠については、やはり資格が伴うものですので、当初で60基確保しております、実施隊のほうに設置と活用をお願いしております。また実施隊のほうとも調整した結果、捕獲わなとか、捕獲のアイテムはいろいろとあるんですが、箱わなとか、そういった大がかりなものだと管理とか、設置場所というのも限られてきて十分に活用できるかということもあって、その中でもくくりわなは即効性があるということで、実施隊とも調整しておりますので、それを今回100基追加して、当初60基から合計160基になりますが、それで出沒が想定される箇所を設置場所を増やして様子を見たいということで、調整をしております。設置はちょっと役場のほうでは難しいといいますが、資格の関係もありますので、実施隊のほうにお願いしようと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 環境省から犬、猫の捕獲について、くくりわなのあれも出てきているんですけれども、同じものなんですか。犬、猫を捕獲するものと。イノシシのくくりわなと同じなんですか。

○ 金城利光 議長

休憩いたします。（午前10時41分）

再開いたします。（午前10時41分）

宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 犬の捕獲をするというところで、くくりわなを使っております。その時も実施隊のほうをお願いして、同じようなくくりわなで確保したという経緯がございます。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 経済課のほうからこの有害鳥獣の資料を提供していただきましたが、黄色い枠と赤い枠の違いを説明をお願いします。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えいたします。

黄色い枠は、今回予算を計上している優先順位の高いほうということで説明しております。高いところについては、予定でありました辺士名の新田原、渡比謝原近辺で過去において目撃とか、農業委員の普段の農地パトロールの状況を見て、耕作放棄地になっていて住処になり得るだろうというところ、場所であります。雑木の除去は即効性がありますが、一画だけ刈ったとしても、また別のところに移動するというところも考えられますので、やはりまとまったブロックをやらないと効果が見られないのではないかとということで、今回この黄色い枠のところを優先的に作業を進めようということでの資料であります。赤いところは辺士名近辺で、これまでイノシシがいるのではないかと推定される場所です。この地区については普段の農業委員の農地パトロールとか、あるいは聞き取り、実施隊の皆さんの見回りの状況を報告していただいて、やはりいるであろうと確定したら、何らかの対策をとりたいと考えております。その候補地として、いつも手元に置いて検討しております。以上です。

○ 金城利光 議長 4番 宮城千賀子議員。

○ 4番 宮城千賀子議員 資料の説明については了解いたしました。このくくりわなに関連するので、担当課のほうをお願いしておきたいことがあるんですけど、先週比地橋のちょうど子どもたちが歩く、この見えるところに視界に、このくらいのイノシシの首を切り落とされた手足くられたイノシシが川に捨てられていました。朝、登校のときにこれを見た子どもたちは大騒ぎをして、ちょっとドン引きしますよね。恐怖心と不安感で朝から非常に不快な思いをさせてしまって、かわいそうでしたので、獲ったイノシシに関してこの処分の仕方、処理の仕方に関して、農家の方または狩猟する方々に対して、処理を徹底してこういうことがないように気をつけていただきたいと思います。以上です。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 同じく有害鳥獣対策について、1点伺います。

去る議会で、文教経済委員会から村長宛てに要請決議が出ております。この目的の中に、今回の辺士名地区においては、子どもたちの通学路にあるということで、住民を含めた人的被害の影響が大きいということがありました。今回その雑木除去を行う場合に、今すみかになっているだろうということもあるので、雑木伐採等を除去するときに何らかの影響が出て、逆に外に飛び出したりとかという、そういう危険性もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めた安全対策、その辺はどのように考えているのか伺います。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 お答えいたします。

その件については、これから委託業者の選定というところまでいくんですが、業者が決まれば業者と、ま

た実施隊とも連携をして、今おっしゃったところ、先ほど移動する雑木除去をすれば、また移動するであろうと考えられるということもあります。そこら辺は実施隊とも情報を共有しながら、要するにやるタイミングのときにでも、見回りとか移動しそうな箇所の対策も含めて、業者が決まった時点で、課と実施隊とを間に挟んで検討していこうと考えております。以上です。

○ 金城利光 議長 3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 地域住民を含めて、事前周知が必要だと思っておりますので、その辺を含めてしっかりと進めてほしいと思いますが、その辺どうですか。

○ 金城利光 議長 田場盛久 経済課長。

○ 田場盛久 経済課長 わかりました。そのようにやりたいと思います。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 予算書の9ページをお願いします。

土木費の宜名真の法面对策費の委託料と工事請負費が出ております。この場所、確認しに行ったんですが、実質この工事箇所、水の影響において法面の崩落が見受けられたんです。そこにおいては現状、土のう袋が置かれています。そしてそのそばには排水溝がありますよね。両路肩にあります。しかしながらそこだけ空いているんです。舗装の立ち上がり部分があって、そこだけ空いていて、そこに水が流れるような状況にあったという形であります。やはり雨になると、道が川のようになって、そこから水が氾濫して、その法面に影響を及ぼしたと見受けられたんですが、その辺の設計上のちょっとした不備といいますか。その辺が何か見受けられるのかなというところがありました。工事においてですよ。

今、現状下に民家があります。この民家にも、あと少しで本当に到達して災害が及ぶのかなというところまで来ておりますし、そこは畑になっている現状が今は使えない状況、そして大きな石がごろごろしてあるわけなんですけれども、今現状ブルーシートが敷かれています、対策として一時的に。そういったものに関して、そういったやはり現状、施工後の現状、大雨になったときのパトロール、そういったのでその場所というのはやはり、危ないのではないかというその予知ができたのではないかと思います。その場所において、そこだけぱっと空いているんです。アスファルトの立ち上がりで、水がそこに流れないような形でほかは施工されているんですが、そこだけ空いているんです。そこは何か疑問だなと。もちろんのこと排水があるんですけど、排水もそれなりかな。もう少し大きい排水という形が必要ではあったのではないかということもあるわけなんです。そういった面に関してやはり、施工後のパトロール、安全管理というのは、しっかりされていたのかどうか。

それとこの予算において、今委託料が3百万円、その委託料はこの工事費とどのように関連していくのか。その説明。実質上、委託料として今出されている工事において3百万円、今現在出ている。工事費が1千2百万円出ているわけなんです、工事費が。委託して、調査してほぼ予算が出るんですけど、これは仮の今現状の仮の工事なのか。また本工事に入るのか。その辺の説明をお願いします。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 ただいま与儀議員がおっしゃったとおり、この路線につきましてはやはり、一応は山側のほうに排水、側溝は設けております。しかしやはり大雨とか、やはり枯れ葉が路面についた場合は、その水量に押されて、今いったその現地、場所まで行くことも今回の要因の一つではないかということがありました。当初そのアスカーブといいますけど、そこはやはり勾配が山側にあるため、向こうまで水は流れないだろうという設計の下、この工事を完了しております。やはりそういった自然の現象、突発的な大雨、

そのような状況。また議員がおっしゃった巡回、パトロールにおいても、やはりそういったものに関しては十分、気をつけて巡回しないとイケないのかなと、路肩まで見るという形です。そういうものにやはり管理も徹底していきたいと考えております。

今回の委託費3百万円組んでおりますが、やはりその地域は、土砂災害警戒区域に指定されているんです。ですから法面とか露出関係が出てきます。やはり今回、法面対策においてもやはりそういった地域指定されていますので、やはりその法面の構造的な計算が必要になってきます。それに合わせて工事、今回工事費もある程度、概算で計上していますが、設計入れた段階でどういった工法になるか。今想定する工法が、間知ブロック積みをやって、その上を良質の土で盛り土か、それかもしくはそこをモルタル吹きつけで対応しようかと。やはり設計入れた計算の段階で、工事費が出てくると思いますので、やはり原因が少し民家側に昔、石積みをやったものがあります。これは多分必要だと、宜名真区の方で石積みしたものがありますが、モルタルとかセメントとかの充填がされていなくて。やはりまた石も古いものですから、やはりその石積みの老朽化によって、一緒に法面が若干、滑落したというような状況であります。しかし今言ったような路面からの排水も要因の一つになるかなというふうに考えておりますので、その対策としてこの設計、十分吟味しながら工法もいろいろと調整をしながら進めていきたいと考えております。

○ 金城利光 議長

休憩いたします。（午前10時54分）

再開いたします。（午前10時57分）

6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 じゃあこれに関しては、今実質危ない状態ですよ。それについての対策、今委託費用を含めて、施工計画という形、設計も含めてつくっていくとなると、やはり着手は大幅遅れてきますよね。それが出来上がって着手になると。要するに工事が行われると、入札を経て。それまでの対策、そしてその周りの民家への安全対策、道もありますよね、すぐそこに。あれは部落の道なのかな。すぐ右側には、近いところにスラブの家屋があります。左側にもあって、ちょうどそこだけ民家がなくて畑のところ、その下にもまた民家があるという形で、ちょっと危険な状態ではありますが、それに対する対策、今の状態で大丈夫ですか。どうですか。そこに向けてやはり巡回等もやって、回りの方々にやはり周知しないとイケないし、いろいろとあるわけですが、そういったところどのように考えています。しっかりしてもらわないと、やはり何かあったときに、例えば台風時期が来ますよね。その台風も発生した場合には、避難してもらおうとか。そういったもの必要だと思いますが、そういったものの計画はどのように考えております。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 今、おっしゃられたとおり、やはりこの早急な対策が必要であります。やはり民家への影響が一番心配されます。またそれ以上にさらに大きくなれば、その路線自体も通行不可能になる可能性は十分にあります。ですがやはり村としても、梅雨また台風、大雨とか、最近のまた異常気象も想定されますので、巡回を厳重にし、またもし若干でも不安があれば、トン土のうとか、そういった対応はしていきたいと。ブルーシートはさらに強化して、雨水が絶対に行かないような対応は取っていききたいと思っております。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 今の件、関連してですが、村がつくった防災マップ、これにも県の急傾斜地に指定されている地域になっています。それと県の急傾斜地崩壊事業、その辺の検討もされたのか。県との調整はどうなっているのか。

○ 金城利光 議長 知念武裕 建設課長。

○ 知念武裕 建設課長 現地からそういった発生状況の連絡があって、県のほうに確認しております。県としてはもし災害のできるのであれば、災害で対処したいということでしたが、やはり雨量関係データとか見ると、その24時間雨量が80以上じゃないと、その要件の採択ができないということがありました。またさらに県のほうで、緊急災害自然対策事業ですか。そういうのがありますが、まだそれをその事業を対策するに当たっては、市町村で計画を策定しないとけないということがあるものですから、村としても今、令和4年度にそういった策定する。今検討しております。そういった事業、県内でも今、その事業を活用した市町村はまだないということで、新しい事業にはなるんですが、その計画も今回、できなかったものですから、今回のこういった起債のほうで計上させていただいております。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 すみません、確認したいんですが。予算書の4ページ、地方債の補正において、今は過疎債ですよ。過疎債において1千5百万円、実質これ全額起債で今、来ているような形なんです。新しい今ある過疎債の制度として、こういった形になっていますか。年度ごとに多分違うと思うんですが、起債のパーセンテージですか。それと今現在、これ1千5百万円、そのまま来て、一般財源が裏負担分といえますか。これが見えないんですが、今どういう形で財源のこの起債の条件になっているか、お伺いします。

○ 金城利光 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 過疎法については、去る4月に執行されていますけれども、この法律に基づいて県のまず方針、計画が立てられます。過疎の市町村においては、県の方針計画に基づいた形の計画づくりとなります。そういった中で去る議会でも答弁させていただきましたけれども、9月あたりが早くて、スケジュール的には計上できるだろうということを考えておりますけれども、内容については、恐らくその過疎計画の内容、今の現状、社会情勢を含めて、コロナとか、そういった問題が新しくメニューに入れられるのかということもございまして、借入利率とか、交付税の算定方法とかということところは変わらないということを認識しています。

○ 金城利光 議長 ほかにございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和3年度国頭村一般会計補正予算(第2号)についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号 令和3年度国頭村一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第29号 令和3年度国頭村一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年4月27日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 金 城 利 光 殿

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定による。

住民課長が、補足説明をいたします。

○ 金城利光 議長 金城由美子 住民課長。

[金城由美子 住民課長登壇]

○ 金城由美子 住民課長 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

今回の国頭村税条例の一部改正は、地方税法の一部改正に伴う改正です。地方税法の一部を改正する法律の公布日が令和3年31日であったため、3月定例会への上程ができず、本議会での専決処分の承認を求めることとなりました。

国頭村告示第24号

専 決 処 分 書

国頭村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

国頭村長 知 花 靖

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国頭村税条例の一部を改正し、施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

国頭村税条例の一部を改正する条例

(国頭村税条例の一部改正)

第1条 国頭村税条例(昭和47年国頭村条例第33号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払いを受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払いをする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払いをする者に受理されたとき」とあるのは「支払いをする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度及び

令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）

に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受け

るものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(国頭村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 国頭村税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、国頭村税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中国頭村税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中国頭村税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の国頭村税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の国頭村税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日以前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

各条項の主な改正内容を説明いたします。

3ページをお開きください。税目ごとに関連している条項をまとめて御説明いたします。第1条中第24条第2項、第36条の3の3第1項附則第5条は、個人の村・県民税の非課税範囲の見直しによるもの。第34条の7は、寄附金控除の範囲の見直しによるもの。第36条の3の2、第36条の3の3第4項、第53条の9は、電子申告書の税務署長承認の廃止によるもの。附則第6条は、医療費控除の特例の延長によるものです。

次に、附則第15条の2、附則第16条、附則第16条の2は、軽自動車税の非課税及び税率の軽減の特例期限の延長によるものです。

附則第11条、附則第11条の2、附則第13条、附則第15条は、固定資産税及び特別措置保有税における土地に対する課税の特例期限の延長によるものです。

その他、第53条の8、第31条の4、附則第10条の2、附則第22条、附則第26条は、引用する条項や法令の数字の変更によるものと、現行の特例期限の延長によるものです。

第2条については、令和2年条例第11号として、既に改正した国頭村税条例の一部を改正する条例に引

用されている地方税法に改正があったため、引用条項の数字を改正するものです。

7ページより、附則といたしまして施行期日及び経過措置について、10ページより参考資料としまして、新旧対照表を明記しておりますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、補足説明を終わります。

○ 金城利光 議長 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」を、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて「国頭村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約について、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第31号

国頭村旧庁舎等解体工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

記

1 契約の目的 国頭村旧庁舎等解体工事

- 2 契約の方法 指名競争入札
3 契約金額 108,350,000円
4 契約の相手方 国頭村字辺士名294番地の1
株式会社 北勝建設
代表取締役 新里 勝則

令和3年4月27日提出

国頭村長 知花 靖

国頭村議会議長 金城利光 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による。

企画商工観光課長が、補足説明をいたします。

○ 金城利光 議長 與儀光浩 企画商工観光課長。

〔與儀光浩 企画商工観光課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画商工観光課長 議案第31号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約について、補足説明を行います。

次ページ、資料①開けてください。工事請負契約書、1. 工事名 国頭村旧庁舎等解体工事。2. 工事場所 国頭村字辺士名地内。3. 工期 令和3年9月17日。4. 請負代金額につきましては、先ほど村長のほうから御説明がありましたので、割愛させていただきます。6. 解体工事に要する費用等につきまして、注意書きを書いておりますので。あと7. 特約事項、この契約は、議会の議決があったときから効力を発生するとなっております。

発注者 国頭村長 知花 靖。受注者 国頭村字辺士名294番地の1、株式会社 北勝建設、代表取締役 新里勝則となっております。

次ページの前に、先ほど議会が始まる際に、局長のほうからも御説明があったとおり、本来、契約書の後ろの方に保証証書を添付すべきであるんですけども、議案送付の時間までに保証書が整っておりませんでしたので、保証証書のほうについては、別紙にて本日配付させていただいております。

資料②のほうは、入札結果報告書となっております。

資料③のほうにつきましては、旧庁舎の平面図となっております。

資料④は、旧庁舎の立面図でございます。

資料⑤、資料⑥のほうにつきましては、アスベストの調査を実施した箇所を明記しております。青い部分のほうについては、出なかったところですが、赤い部分のほうについては、アスベストが確認された箇所となっております。

資料⑦のほうにつきましては、旧議会棟の平面図となっております。

資料⑧につきましては、議会棟の立面図でございます。

資料⑨のほうにつきましては、アスベスト調査、箇所、その結果等も明記がなされておるものとなっております。

以上で、補足説明を終わります。

○ 金城利光 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 山城弘一議員。

○ 8番 山城弘一議員 契約金額1億835万円なんですけど、これは純粋な解体部分と、アスベスト部分がありますよね。その費用の内訳はわかりますか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 建物別で答えたいと思っております。

旧庁舎の解体にかかる直工は約1千1百万円となります。この旧庁舎のアスベストの撤去の直工は、こちらは1千6百万円です。次に、旧議会棟、こちらの建物の解体の直工が約5百万円になります。旧議会棟のアスベストの撤去の直工が2千1百万円となります。このアスベストと建物建材の処理費として、別で計上する区分けするんですけれども、そちらが約7百万円ということとなっております。

○ 金城利光 議長 暫時休憩いたします。(午前11時20分)

再開いたします。(午前11時20分)

3番 渡口直樹議員。

○ 3番 渡口直樹議員 今回の解体、旧庁舎と旧議会棟があるんですが、工程上、実質的には両方、同施工予定なのか。あるいは別々の工程を組んで解体予定なのか、1点伺いたいと思います。

それと解体時において、全面、裏面の道路関係、その例えば通行止めが必要な部分があるのか。あるいは問題なく通行するという計画なのか。その辺、安全面を含めて伺います。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 まず今回、両建物についてなんですけれども、実際の工程としては、本日議決いただいて、提出してもらうことになっております。ただ、全体工程としては3月の落成式を想定した上での逆算となっております。解体後に、新庁舎正面の車寄せ、駐車場というまだ工事も残っていますので、そちらも最低5か月はかかる見込みです。ですので、今回9月17日ということで、9月中に解体工事を終わると。しかも両方同時に、今回2件発注できたことによりますので、順番は若干ずれてくると思いますけれども、効率よく施工してもらえるのかなと想定しております。実際にちょっと工程表が上がってきて、最初どこから入るといのは決定していく流れとはなります。

通行者、道路車両もそうなんですけれども、道路のほうの規制についてなります。この旧庁舎については、後ろの背面のほうも含めて、もちろん仮囲いをした上での施行となります。仮囲い、足場も立てます。その旧庁舎の回りについては、若干一時的な交通規制はあるかもしれませんが。ただ基本的には、交通規制はなしということで、現場説明でも提示しております。

旧議会棟については、建物の外壁に下地調整塗材、アスベストが含まれたものがありますので、少しより風塵に対応した足場と仮囲いをしなければいけなくなりますので、旧議会棟の裏側、道路については、若干交通規制は入るかもしれないというところは、考慮した上で今、現場説明のほう、資料としては提示させてもらっていますので、また工程表来た段階で実際に止めるのかどうか。そこは業者と調整をして、できるだけ通行は止めないように、一時的な規制になるような形で進めていければいいのかと思っています。

○ 金城利光 議長 休憩いたします。(午前11時24分)

再開いたします。(午前11時25分)

ほかにご覧いませんか。2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 今回の工事ですね。大きな解体とアスベスト処理ということがあって、予定価格も1億67万円と、落札が1億8千350万円、落札比率が97.8%ということですが、これ予算上はど

うなっていますか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回、解体工事入るに当たっては、解体の設計業務というのを入れておりません。実際に工事を発注するに当たっては、受注予定業者に見積もりを依頼して、その見積もりを参考に設計書を立てると。そういう段取りで考えておりました。なので実際に参考見積ということで、1か月期間をとって、入札予定業者については、見積もりを提出していただいた経緯がございます。解体設計を入れていないというところから、そういう参考見積をいただいて、設計を立てるという手順を踏ませてもらったんですけれども、予算については新営単価という国交省の平米面積から解体費を出す根拠資料がございますので、予算の計上については、この新営単価を使って、面積に単価を掛ける。

もう一つ、アスベストについては、アスベスト調査報告書作成してましたので、それを基にこのアスベストを処理する業者に見積もりをいただいて、その上で予算については計上させてもらっております。今回、実際に業者のほうから参考にいただいた見積もりについて、予算を計上した額を上回る形となりました。その分については、建物の地面の中にある梁、地中梁の部分の見込みを計上としては漏れていたところがございます。その分、見積もりをいただいた額が多くなったという経緯があります。

ちょっと、長くなりますけれども、今回予算に計上している解体件数としては、旧庁舎、旧議会棟、旧診療所ということで、先ほどの新営単価を基に予算については、計上させていただいております。今回、参考見積で見積もりをいただいた上での設計の額についてなんですけれども、実際に値段上回っていることで、今回提示している契約内容は旧診療所を除いた旧庁舎と旧議会棟の発注内容となっております。急ぎ発注させていただいた理由としては、3月の落成式というところを優先させていただいて、急ぎの案件としてこの2つ解体については、先に進めるというところで、今回計上した経緯となっております。

旧診療所については、再度改めて、旧保健所の事務所の解体も含めて、改めて予算として計上させていただければいいのかなと思っております。

予算の計上額としては、旧庁舎、旧議会棟、旧診療所で約1億1千1百万円計上しております。今回、設計、実際に参考見積をいただいて、立てた設計額としては1億3千4百万円となっております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これは当初予算の予算説明書持っていますか。14節の工事請負費2億1千388万円出していますよね。その中で8つ工事に分けています。説明資料で……、分けていますよね。3から6までが今回の工事に該当します。そのトータルの予算額はいくらですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回、新庁舎の事業として今年度予定している工事の予算については、今お話しした1億1千1百万円の解体についての費用となっております。実際、新築の正面車寄せと駐車場工事、そういったところの工事もありますので、そこも約1億円想定しております。あわせて当初予算として計上させていただいているのは2億1千4百万円となっております。

今回の工事についての予算額は、旧庁舎の解体と旧議会棟の解体、その解体の工事費です。トータルの予算額は1億1千1百万円です。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これはあれですか。アスベストの非常に処理費が大きいわけですが、これ予算を見ると、当初の予算書を見ると、これ58%ぐらい、予算を見ると、見えてくるんです。実際に設計書では

どの程度なのか、ちょっとわからないんですが、それでこれ発がん性物質だということで、大変処理には慎重を期して解体しなければいけないというのは当然なんです、この辺、工事前に近隣住民も含めて、そういう説明会なり、あるいはその安全対策をこうして進めるとか。いうふうなことについての考え方を説明してください。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 もちろん、近隣の住民に対しては、解体する音も気になります。アスベストについても、もちろん気になりますので、住民説明会は、新庁舎を建設するときもそうだったんですけども、同じように近隣住民については、個別できちんと説明させてもらいたいと思います。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これちょっと資料を配っていただいたんですが、この委託業務の中で解体工事管理委託業務というのがあるんですが、これは発注の予定というか、もう既に発注したのか。これからなのか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 工事についての入札予定は、ゴールデンウィーク明けて5月11日の火曜日を予定しております。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 はい、わかりました。

それとこれと関連していくわけですが、この解体が終わると外構工事とか、そういうのが入ってくるわけですが、当初予算の審議の段階で、この12節の委託料の中で、現場技術管理委託料というのが456万円計上されていて、2人の委員のほうからもこの件について、質疑があったわけですが、この中には、安波の道の駅と、これから発注するであろう外構工事とかも含めて予定しているという説明もあったわけですが、この件については、一部既に現場技術管理委託料ということで、4月1日でもって既に契約しているんですか。

そしてもし、契約しているのであれば、入札の方法を含めて、あるいはその相手方、そして期間、いつまでの期間なのかを説明を求めます。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回、議案として上げている解体工事もそうなんです、新庁舎事業についての管理でいいますと、5月11日の建築に関する管理です。次の9月以降に予定している正面車寄せ、そちらの建築の管理、そういった流れで、今後の作業として新庁舎の事業について予定しています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 これ流れ的に関連していくものですから、4月1日時点でその現場管理委託料ですか。それは委託、既に発注し契約されているのかということですか。それに教えてください。

○ 金城利光 議長 暫時休憩いたします。（午前11時37分）
再開いたします。（午前11時38分）

宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 工事に係る現場技術、あるいは建築の工事管理については、推進室で計上している予算、新庁舎に係る予算、あともう一つ進行している東部に係る予算、そちら切り離した形で進めさせてもらっております。

東部の事業については、工事施工中でありますので、手続としては4月に入ってすぐに契約のほうを進め

させてもらっております。締結しております。今、推進室に常駐してもらっているんですけども、大城靖です。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 なぜ私この質疑をしたかという、これは当初予算の予算特別委員会の中でも、委員の2人のほうから質疑があったわけです。十分、私も納得できる答弁ではなかったものですから、説明によると見積もりを、普通設計上は、積算基準では65万4千円ぐらい、見積もりでいくと38万円ぐらいと、月額ですよ管理。そういうことで答弁があったわけですが、それで今回はまだこれから切り離して、管理業務これから外構が入ってくると、タイミング的には契約というふうなことになろうかと私は今、理解をしたわけですが、この件今、相手方が大城靖さんということで、この方は出身は与那ですよ。元役場職員、退職前は企画商工観光課長を歴任されていますよね。

今手元に区長会の名簿もあるわけです。与那の区長が今、空白になっているんです。ちょっと午前中の議会運営委員会にも村長のほうにも聞いたんですが、現在区長選挙があって、3月21日にあって、大城靖さんという方が区長に当選されたという話を聞いております。村長も把握されているかと思いますが、さっき4月1日で、安波の東部周遊拠点整備事業、その現場技術管理員ということで委託契約をされているということですが、これ村長あれですか。今、よんな～館も4月1日以降、区長不在ということになっています。そうしますと、よんな～館は指定管理を受けています。与那区ですね。その管理責任者は区長ですよ。区長して、そうしますと、公民館俗にあれば公民館とは言わないんですが、そこが結局、管理者がいないという状態になっているわけです。なぜそうなっているのか、村長。4月1日ですよ、その契約を村長が結ばなければ、当人は与那の区長を引き受けていたかもしれないですよ。その辺、村長、よんな～館の管理も含めての件になるんですけども、これは直接の流れ的には、このそういう流れで説明を受けているものですから、あえて質問をしているんですけど、この辺について村長、どのような見解なのか。もう4月いっぱい村長が契約したものを解除してやるのかです。この辺の、村長のお考えをお伺いします。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

先ほど2番議員からあったとおり、与那区の区長について、確かに選挙があったと、それで大城さんが当選というか、一番票が多かったというのは聞きました。ただしそれを聞いたのが、いつかというのは、記憶にございません。

そこに推進室で行った安波の道の駅の関係の、それについてはその大城さんたちが1日に契約は交わしております。現在それで与那区の区長が不在ということは認識しております。

よんな～館の契約の問題、それから区長の問題、いろいろとあります。それでちょっと内部でこれ整理をしたいと思います。ということで、ちょっと時間をください。

○ 金城利光 議長 山城 修 総務課長。

○ 山城 修 総務課長 この件についても、総務課委託契約を結んでいますので、いろいろと今会計が宮城忠信になっています。忠信さんのほうで会計をしながら区長代理ということで業務をしているということですが、区長不在ということで、契約は今のところできておりません。本人確認をしたところ、4月に入っている区長の名前があがっている方々が選挙の中でいたらしいです。区長にしたいということで、その方々に当たったんですが、断られたということもあって、じゃあもうどうするかということになったんですけど、5月から今会計をしている忠信さんが「区長をしてもいい」という答えをいただいております。

す。その中で、与那区の規約の中に2期4年と定めているところもありまして、それには今は契約ができないということを4月のほうでは、そういう確認はしております。5月7日に区長会を終えて、その後に関後の常会で承認を得たときに区長になるという流れを今、検討しているというところであります。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 今、説明があったわけですが、村の事業を遂行するために、たまたま大城さん、元役場の企画商工観光課長もされた方が、安波の東部周遊の現場管理技術業務を契約をしたと、4月1日です。その契約する時点で既に村長も区長になったという情報をとりながら、委託契約を交わしたということです。そのことによって、与那区は区長空白の状態になってしまったということだと思んですが、これは村長の判断として、私は非常に不適切な判断をしてしまったのではないかと、行政の長として。

やはりこの行政というのは、しっかりとやらないと、困るんですよ。奥区の、あるいはその前には宇良区でもありましたし、やはり行政としても大変いろいろと住民とのいろいろな行政を執行していくにあたって、いろいろな不都合な部分が出てくるということを経験しながら、村長が4月1日にそういう判断をしてしまったと。非常に残念です。さっき、しばらく検討させてくれと、内部で検討させてくれという答弁があったんですが、私はもうはっきり申し上げてこれは行政の長の判断ミスだろうというふうに思うわけです。

これは説明、担当のほうから説明があるんですが、現場は特殊な安波にしても、これから外構工事にしても、特殊な工事はないだろうというふうに私は見ているわけです。やはりOBの意見等もいろいろと聞こえてきます。「えっ、村議会はそういうことを認めているの」と、「村議会は何を審議しているの」というふうな批判の声さえ聞こえるわけです。村長のほうに届いているかどうかわかりませんが、議会も予算を通した以上、責任はあるわけです。どうしてもやはり執行責任者は村長ですので、そういう事態には、やはり的確に村長の判断でもって、人を変えるなり、OBにはこなせる方もいらっしゃいますので、はっきり申し上げて、いろいろな対応ができたんじゃないかと私は思うわけです。村長、この辺は村長として、しっかりとこの判断、何でそういう判断をしたのか。村長の思いとか、そういう判断に至った経緯も含めて、この際、説明を求めたいと思います。

○ 金城利光 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

先ほどからいろいろな意見をいただいております。先ほども答弁もしたんですが、いろいろな課題というか、現状がそうなっていると、区長の問題、よんな～館の問題等も含めて、議員の皆さん、村民からそういう意見もあるというのをしっかりと踏まえながら、もうしばらく時間をください。整理したいと思っています。

○ 金城利光 議長 2番 山城正和議員。

○ 2番 山城正和議員 旧庁舎の解体工事、図面を見ると基礎部分が見えないんですけど、基礎はそのままなのか。基地部分の一部ですよ。GLいくらまでは解体するかというのはあるんですか。ちょっと資料を見ると、その辺が見えてこないものですか。

○ 金城利光 議長 宮里幸助 振興策推進室長。

○ 宮里幸助 振興策推進室長 今回、やはり解体の設計を入れることも、入れないで発注しようという流れもある中で、当初の完成図というところが、私なりにいろいろと確認をして探したんですけども、当初の完成図というものが探せなくて、改修時点のその図面というものについては、村出身のコンサル、建築コンサルタントで持っているという話をお伺いして、であればその図面というものを提供していただきたいということで提供いただいた資料がございます。ただこれは当初の完成図ではなくて、地面の中の図面も含めて、

やはりないものですから、今発注する段階で、私のほうでは地中がどうなっているかというところは、明確に把握した上での発注ではございません。なので実際、地中の部分については、ある程度面積と深さまでは想定していないと思うんですけども、そういった諸々含めて、入札予定をしている工事の業者には、見積もりの中に解体をしますよと、仕様書で謳った上で見積もりをしていただいておりますので、実際現場に入りながら、地中の梁の部分についても、撤去していく方向になります。

○ **金城利光 議長** ほかにございませんか。6番 与儀一人議員。

○ **6番 与儀一人議員** 2番議員からもありましたが、地域住民への説明会等、あとこの工事に関して、やはり大型重機、大型ダンプ等を使用して、周りの建物、振動等もあろうかと思えます。周りの建物に対する影響、被害、そしてアスベスト関係、もしかして被害が起こるかもしれない。そういったことにおける発注者、受注者の責任、どのように持っているのか。責任としてどのように、契約上結ばれるのか。

そして地域の建物の事前検査、事前状況等の把握はやはり受注者がするのかな。その辺も含め、そして施工後にそして家主、財産者との確認等というのは、しっかりと行われていくと思うんですが、その辺どのようになっていますか。

○ **金城利光 議長** 宮里幸助 振興策推進室長。

○ **宮里幸助 振興策推進室長** 周辺の建物については、もちろん通常の新築の工事もそうなんですけど、今回の解体ももちろん確認をすると、現状確認というのは、現場説明の資料にも明記しています。さらに近隣建物で、年数が経って、古い建物といいますか。そういった建物があって、受注者として気になるというところがあれば、そこも調査を入れるというところはしていただきたい。その費用については、また追加で計上も協議していきましょうということで、現場説明では説明していく予定です。新庁舎の場合も、そういう形で説明をさせてもらいました。その中で、その周りの建物について、できた後に変化があるのかなのか、そういったところは工事の受注者で責任を持って確認をしていると認識しています。解体工事もそういう形で進めていきたいと思えます。

アスベストについてなんですけれども、アスベストについては、保健所のほうに実際に作業実施届というものを出すことが義務付けられています。今回もそうなんですけれども、事前にアスベストの調査を入れて、それを踏まえて解体を進めていくと。粉塵に係る作業になりますので、こういった作業をしていくかというところを、これは発注者名になります。発注者名で作業、こういった作業をしますよというところを保健所のほうに出していきます。ただこういった作業を進めていくかというところは、今のアスベスト調査の報告書を基に、実際にアスベストを処理する下請け業者ときちんと詰めた内容を反映させた形で保健所には届け出を出す予定となっております。実際には責任所在となりますと、この粉塵の作業実施届については、受注者ではなくて、発注者が出すことになっていきますので、その部分でいうと、発注者にその辺の作業の実施体制等を含めて責任が生じると思っていますので、これは内部の作業員に対してもそうだと思うんですけども、実際に近隣の住民の方々に対しても、掲示する義務というのも作業実施届の中です。ありますので、そういったところ踏まえて、作業には入っていく予定となっております。

建物については、先ほどこういうふうにしてくださいということで、ちゃんと受注者に現場説明等にも謳った上で進めますので、この建物にひびが入ったとか、そういったところ実際に、工事に入る前と後で何かが出た場合は、全てこれ工事受注者の責任において、実施する流れがあります。

○ **金城利光 議長** 6番 与儀一人議員。

○ **6番 与儀一人議員** その旨、しっかりと、あとやはりアスベストというのは発注者側に今言うよ

うに許可を提出するという形になっています。その辺において、やはりこの受注者側にしっかりと指導していくという立場でやってもらいたいし、あと地域住民にしっかりとしたそういったところも、この工事の概要、今あるアスベスト等が含まれた解体工事であると。そういったものをしっかりと周知をして、今あるような建物に関しても、後先争いごとにならないように、しっかりとそういった面を手続を踏んで、説明責任も踏んで行っていただきたいと思いますが、どうですか。

○ **金城利光 議長** 宮里幸助 振興策推進室長。

○ **宮里幸助 振興策推進室長** もちろん、本日議決いただいて、契約執行になれば、すぐに再度、現場説明を基に、今確認したことをお互いに共有して、責任もこういうふうになりますよというところは確認した上で、工事に入っていきたいと思います。

○ **金城利光 議長** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第31号 国頭村旧庁舎等解体工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、令和3年第4回国頭村議会臨時会において、議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回国頭村議会臨時会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでございました。

閉会（午後 0時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 金 城 利 光

会議録署名議員 金 城 幸 男

会議録署名議員 与 儀 一 人

